

平成 29 年 3 月 日

小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成 29 年 3 月改定）素案に対する意見及び検討結果について（案）

市民参加条例第 15 条の規定による「小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成 29 年 3 月改定）素案」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、子育て支援課（市役所第二庁舎 3 階）、児童青少年課（同 4 階）、情報公開コーナー（同 6 階）、市役所第二庁舎 1 階受付、市立保育園各園、学童保育所各所、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センターで公表いたします。

記

- 1 施策の名称 小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成 29 年 3 月改定）素案
- 2 意見募集期間 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 28 日（火）
- 3 意見の提出状況 17 人・42 件
- 4 提出された意見と検討結果
別紙のとおり
- 5 問合先
小金井市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係
電話 042-387-9836
FAX 042-386-2609

寄せられた意見と検討結果

※ 意見は提出者ごととなっています。

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>①素案 3 ページ「比較的移動が容易」とありますが、わたしのすんでいる梶野町から、保健センターまで、ゆりかごや健診に行くのは子どもを連れて本当に大変です。遠いため、ゆりかごや保健センターでのイベントなどは残念ながら申し込みを諦めることも多いです。</p> <p>また、雨が降ったら車で行きたいのに、駐車場が少なくそれもできない。保健センターに CoCo バスが停まらないのも、全く不便で理解できません。子連れにとっては坂上から坂下、東小金井から武蔵小金井の移動は決して容易ではなく、市内にひとつあるからよい、と考えてしまうのは、身軽な大人のかんがえであって、決してユニバーサルデザインではないと考えます。</p> <p>②19 ページ 子育て支援事業について</p> <p>①とも重なるかもしれません、梶野町には児童館、図書館図書室がありません。東、緑いずれも徒歩では距離があり、武蔵野市桜堤児童館を、少し肩身が狭い思いで利用しています。</p> <p>子連れはみんなが自転車利用できるわけではなく、また悪天候でも子どもは待ったなしで遊びたい、そんなときせめて小学校国1つの児童館、図書室があると、小金井市がとても子育てを大事におもっているかとわかりますが、いかがでしょうか? 武蔵境プレイスのように、駅前の利便性の高い場所に、公民館機能、児童館、図書館機能を集約したら小金井市のイメージはさらによくなると思いますがいかがでしょうか?</p> <p>③14 ページ 放課後児童健全育成事業について</p> <p>本町小学校は放課後、校内に児童がいられず公園や児童館に子どもがあふれている、とききます。市内の小学校で放課後の児童への扱いが異なるのはな</p>	<p>【保健センター（ご意見①）について】</p> <p>保健センター及び子ども家庭支援センターは市域の西寄りに位置していることに加え、駐車スペースに限りがあることなど、交通アクセスが良いとはいえない、ご不便をおかけしている状況です。</p> <p>保健センター及び子ども家庭支援センターの配置については、従前から同様のご意見をいただいているところであります、今後の課題であると考えております。</p> <p>【地域子育て支援拠点事業（ご意見②）について】</p> <p>本市では児童館運営審議会の答申に基づき、中央児童館ではなく、中学校区毎に1つの地域児童館の整備を目指し、東・緑・本町・貫井南の4館の児童館を設置し、一小・南小地区における5館目の整備を検討してまいりました。梶野町については、中学校区では緑児童館、直線距離では東児童館が最寄りの児童館となります。徒歩では距離があるためご不便をおかけしております。そのため、児童館以外の「プレーパーク」や「学童ひろば」での乳幼児とその保護者を対象とした取り組みの一環として、梶野町5丁目の小金井第三小学校に隣接する「あかね学童保育所」で学童ひろば「あかね」を実施しております。なお、東小金井駅前への公民館・児童館・図書館機能の集約につきましては、既存の施設の統廃合や市全体の公共施設の再配置に係することから、小金井市公共施設等総合管理計画等も踏まえ、将来の在り方を検討したいと考えています。</p> <p>【放課後児童健全育成事業（ご意見③）について】</p> <p>本町小学校放課後子ども教室では、特に定員を設けておらず、希望者はほぼ全員放課後子ども教室に参加できます。</p>

	<p>ぜでしょうか？</p> <p>子どもの居場所を市が率先して作ってくれないと、犯罪、事故など防げないと心配です。</p>	<p>本町小学校周辺については、本町児童館以外でも東京学芸大学構内で開催する「プレーパーク」や「貫井北センター」など、放課後の児童の居場所の充実に努めており、今後もさらなる充実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の一時保育の定員を増やす。毎月始めに電話して抽選なんてあり得ない。時代遅れ。特に公立の保育園。 ・各保育園の保育内容見える化する。公立も私立も関係なく、小金井市内にある保育園、保育士、小金井市内全体の保育レベルを上げる。ただ子どもが保育園に入れれば良いだけの時代じゃない。もっと大きい目で市内全体の子どもに子育てに力を入れてると市のアピールポイントにする。 ・小学校から英語の授業を取り入れる。市のアピールポイントにする。これからの時代を見据えて英語しゃべれないとダメでしょ。 ・小学校の夏休みを撤廃。せめて給食ありの午前授業までは教室に居させる。これからは夫婦共働きの時代。共働きの核家族は子どもを家に置き去りにして働きに出なければいけないなんて海外なら犯罪。 ・母と子に優しい、母と子を守れる小金井市にしてほしい。 	<p>【一時預かりについて】</p> <p>一時保育の需要が高いことは、市としても認識しているところでありますが、平成28年4月1日現在で待機児童が154人と多い中、一時保育実施のための人的・施設的な対応が難しい状況です。一時保育の利用申請方法については、限られた受入れ人数の中で、ご利用いただくために一定のルールの中で受け付けています。</p> <p>いただいたご意見については、今後、一時保育の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>【保育園の保育内容について】</p> <p>市全体の保育の質を向上させていくことは重要であると考えます。</p> <p>市としても、保育の質の向上に向け、東京都と合同での指導検査の実施や、市内保育園の保育士を対象にした研修などの開催など取り組んでいるところですが、更なる充実に向けて検討していく考えです。</p> <p>【小学校の英語授業について】 【小学校の夏休みについて】 (施策案に直接関係なし)</p> <p>【母と子への配慮について】</p> <p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>次のように訂正してみました。</p> <p>P15</p> <p>■確保の方針</p> <p>一体型放課後子ども教室の共通プログラムは企画段階から、学童保育所の指</p>	<p>【放課後子ども総合プラン事業の「確保の方針」について】</p> <p>1行目</p> <p>連携型の放課後子ども教室につきましては、協議会設置が必須条件ではないため、「一体型放課後子ども教室の」を加えさせていただきます。</p>

<p>導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討できるよう、小学校区毎に「放課後子どもプラン協議会」を設けます。連携型の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業者は連絡、情報交換を行います。放課後子どもプラン運営委員会や放課後子ども教室実行委員会や放課後子どもプラン協議会において、学校施設の活用状況等を定期的に協議し、使用計画を策定します。放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子どもプランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。一体型放課後子ども教室実施にあたっては、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。総合教育会議では、総合的な放課後対策について協議をします。</p> <p>訂正した理由</p> <p>1 行目</p> <p>国は、一体型の放課後子ども教室に対して、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援を行いますで、今回、「放課後子どもプラン協議会」を設置して整備するのだと思いますが、連携型放課後子ども教室に対しては、財政支援は行われないので、一体型放課後子ども教室と同様の整備をする必要はないと思います。学童保育所の指導員も放課後子ども教室のコーディネーターも忙しいので、必要なものは課さないようにしていただきたいと思います。</p> <p>6 行目</p> <p>連携型放課後子ども教室は学童保育所と今まで通りの関わり方で問題はないと思いますので、情報交換を密にします、としないで、情報交換を行います、だけでよいと思います。</p> <p>6 行目</p> <p>使用計画を策定るのは、主に、放課後子ども教室実行委員会、次に放課後子どもプラン運営委員会です。新規に設置する「放課後子どもプラン協議会」</p>	<p>6 行目</p> <p>いただいたご意見については、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>6 行目</p> <p>連携型の放課後子ども教室においても、今後さらに放課後子ども教室、学校、学童保育と連携を深める必要があります。いただいたご意見については、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>13 行目</p> <p>責任体制を明確化していくことは重要課題と考えます。いただいたご意見については、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
---	--

	<p>でも行われるのかと思いますが、一体型放課後子ども教室のみに設置していただきたいので、小学校区毎という言葉は紛らわしいので削除したほうが良いと思います。</p> <p>13行目</p> <p>責任体制を明確化とありますが、放課後子ども教室において、責任は小金井市にあるので、ここで書く必要はないと思います。</p>	
4	<p>p.14、p.15</p> <p>学童では、子供たちは、「子供の希望で」ではなく、家庭の事情で入所しています。そして、その事情を理解した指導員が愛情と責任を持って子供たちを保育されていると思います。</p> <p>それに対し、放課後子ども教室に参加する子供たちは、自分で希望して参加しています。それを見守るボランティアは、子供たちとの関わりの中で様々なことに気づき、やりがいを見つけ、ボランティアを続けています。</p> <p>この様に学童と放課後子ども教室では、子供たちの参加する動機も異なり、大人の見守る動機も異なります。</p> <p>それを結びつける所には、とても違和感を持ちます。</p> <p>違和感は例えば以下のようなことです。</p> <p>ボランティアの方々のその精神を、安く使える労働力として扱われていると感じます。（これは、いくら「そういうつもりはない」と言っても、そういう感じる気持ちを変えることは出来ません。感情がこじれたら、やる気は失せます。）この感覚は、私以上に、ボランティアの方々（学習アドバイザー、安全管理員）は抱いています。</p> <p>児童青少年課に質問です。</p> <p>昨年、児童青少年課の伏見課長より、学童が定員オーバーなので、放課後子ども教室を充実させ、学童の入所希望を減らしたいという様な内容の話を聞きました。</p> <p>しかし、この素案（p.14・15）だと、企画段階からの内容検討など…学童</p>	<p>【放課後子ども総合プラン事業について】</p> <p>地域のボランティアの方々には、一人でも多くの方に参加してもらい、皆がやりがいを持ち、楽しくボランティアが継続出来る環境を作れるように取り組んでいます。いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>【放課後子ども総合プラン事業における学童保育について】</p> <p>今回の計画改定に合わせ、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な経験ができるよう放課後子ども教室と学童保育所が連携し、総合的な放課後対策に取り組む事業としまして、新規に放課後子ども総合プラン事業を追加しております。</p>

	<p>の児童が、放課後子ども教室に参加出来るようにする方針で、学童入所希望者数を減らす意図は読みとれません。</p> <p>伏見様が放課後子ども教室の会議にいらしてお話しした時から、現在の間に、小金井市の方針は変化したと言うことでしょうか？</p> <p>それならそれで良いのですが、その後説明がなかったので混乱します。</p>	<p>具体的な放課後対策につきましては、総合教育会議で協議してまいります。</p>
5	<p>【全般的な事項】西岡市長は「子育て環境日本一」を公約に掲げ、市長に就任されました。これまでの政策や当該事業計画を見ると、現状の延長線上、若しくは他の市区との横並びの政策ばかりであるように感じられます。今回の事業計画のどこに、全国でも類を見ない日本一の政策が掲げられているのでしょうか。市長が思い描く日本一のビジョンを反映したプランとすることを要望します。</p> <p>【学童保育の質の確保】14ページ現状、学童保育の質の確保に関する記述がありません。近年、保育園や学童において、待機児童が課題となっており、量の確保に目が行きがちであります。しかし、量の確保の前提となる保育の質の確保をないがしろにしては、量を確保したとしても、それは安心して通うことのできないただの箱となってしまいます。事業計画には量の確保よりも真っ先に質の確保を謳うべきであり、どのように保育の質の維持していく方針であるのか記述することを要望します。</p> <p>【学童保育の確保】14ページ「量の確保量を拡充する」と記載があるにも拘らず、「量の見込みと確保の内容」に記載されている量の見込みに対して、確保の内容が充足しておらず、確保する意思がないように感じてしまいます。事業計画は今後の政策の基礎となるにも関わらず、漠然とした定性的な記述のみで、目指すべき数値がなく、かつ具体的な対応も記載されていないということは一般的な感覚では考えられず、現状の記載は事業計画をなしていません。仮に具体的な策がないのであれば、何のための事業計画なのでしょうか。小手先の対応の記載ではなく、早急にビジョンを描き、本計画に反映す</p>	<p>【子ども・子育て支援事業計画全般について】</p> <p>子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期など、記載すべき事項が法定で規定されています。今後は、本計画をもとに、「子育て環境日本一」に向け、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施してまいりたいと考えています。</p> <p>【学童保育について】</p> <p>今回の計画改定は、「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」のうち「第3章 子ども・子育て支援事業計画」について改定するもので、量の見込み及び確保の内容を変更しております。今回の計画改定には入っておりませんが、「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、本計画の「第1章 計画の策定にあたって」において「5 基本理念」「6 基本的な視点と目標」を記述しております。基本理念、基本的視点、基本目標の下、保育の質を維持してまいります。</p> <p>学童保育において、専用区画の面積確保（児童1人につきおおむね1.65m²以上）については課題として捉えています。様々な視点から確保量を拡充する手法を今後も検討してまいります。</p> <p>なお、かかるべき時期に市の考えを報告させていただきたいと考えております。</p>

	<p>ることを要望します。</p> <p>【適正な規模での学童保育】14 ページ「適正な規模での学童保育を推進してきました」との記述がありますが、現状においても国が基準とする 1 人当たりの保育面積 $1.65 \text{ m}^2/\text{人}$ を下回っている学童があり、実感としては、推進ではなく、事後的な対応を図ってきたに過ぎないと感じざるを得ません。あかね学童保育所においても、確実に入所児童が増加していくことが明らかであった状況の中、来年度 4 月には $1.65 \text{ m}^2/\text{人}$ を下回ることが予想されるにも拘らず、この段階に来て未だ何の対応策も示されていません。先を見据えた計画的な施策が取られないでいる感じます。このような事態を招かないためにも、事後的な対応ではなく、将来の明確なビジョン、具体的な方針や数値を示し、事業計画に記載することを切に願います。</p>	
6	<p>p21 保育園等における一時預かり</p> <p>各園一日 10 人の枠ではニーズには到底追いつかず、利用が大変厳しい状況が続いています。</p> <p>産後うつや育児ストレスで子どもに手をあげてしまうケースが年々増加していることを利用者の声などから、実感しています。</p> <p>一時保育についての周知がまだまだ必要であり、一時保育を希望する潜在家庭が多数あると推測されます。</p> <p>子育ての孤立化は深く進行しています。一時保育は小さな子どもたちへ虐待を防ぐ手立てのひとつです。確保方策の充実を喫緊の課題としていただくことを強く要望します。</p>	<p>【一時預かりについて】</p> <p>一時保育の需要が高いことは、市としても認識しているところですが、平成 28 年 4 月 1 日現在で待機児童が 154 人と多い中、一時保育実施のための人的・施設的な対応が難しい状況です。</p> <p>いただいたご意見については、今後、一時保育の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>

<p>7 ※他3人 から同趣 旨の意見 あり。</p>	<p>はじめに 武藏小金井駅、東小金井駅周辺においても見て取れるように街の開発が進み、市の人口増加は容易に想像ができます。先の子ども子育て会議では、計画書の数値が毎年見直すということが決定されるほど児童数の増加は大きく正確な予測は困難です。 (実際、2017年度の学童入所者数は2018年の計画見込数とほぼ同じで、1年前倒しで児童は増えています) 小金井市の子どもの中の学童保育として ・放課後子ども教室と学童保育 ・児童館と学童保育 ・保育園と学童保育 ・地域と学童保育 を、今一度整理頂き、学童保育の理念をもとに学童の「生活の場」を守りながら、大規模化対策を行って頂くようお願い致します。</p> <p>14ページ (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども総合プラン事業 ① 放課後児童健全育成事業（学童保育） ■確保の方針に関する全般的意見 (全入の維持及び財政効果の有効活用について) これまで小金井市の学童保育事業は入所希望者の全入を維持して頂いております。本計画案においては、確保の内容は810人で据え置かれる一方、平成31年度における量の見込は低学年1,017人、高学年265人、計1,282人となっており、大幅な乖離が見られます。 国を挙げて女性活躍政策が推進される中、特に低学年児童の育ちにおいて、家庭における放課後の保育が欠ける場合、学童保育の提供は必要不可欠です。今後も全入の維持を前提として、必要な施策を計画することを要望致します。</p>	<p>【学童保育について】 学童保育の量の見込みについては、平成28年10月1日現在の児童人口実績を踏まえた年齢別児童数推計と、過去の利用実績に基づき変更しました。また本事業計画は、子ども・子育て会議において進捗状況の点検・評価を毎年行うとともに、計画と実績に乖離が生じた場合には、定員拡充等の必要な措置を講じたいと考えております（事業計画自体の改定は毎年行わない予定）。</p> <p>学童保育において、専用区画の面積確保（児童1人につきおおむね1.65m²以上）については課題として捉えています。様々な視点から確保量を拡充する手法を今後も検討してまいります。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において記載すべき事項が規定されており、財源については本事業計画ではなく、小金井しあわせプラン実現のための実施計画（『小金井しあわせプラン』（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）に基づいて、財政的裏付けと主要な事業に係る事業年度を明らかにするもの）に必要に応じ記載したいと考えています。</p> <p>財源の確保につきましては、今後も必要に応じ予算要望してまいります。</p>
---	---	---

<p>大規模化が進捗している個別の学童保育所については、一人当たり育成室面積の不足に伴い事故や怪我の発生が懸念されます。施設の増床等による定員増について、財源及び場所の確保等具体的な措置を記載し、量の見込と確保の内容を一致させるよう努力していくことを本計画案に記載することを要望致します。</p> <p>特に、財源の確保に当たっては、平成28年7月に市の労使で構成される小金井市学童保育所運営検討委員会において取りまとめられた「小金井市学童保育所業務委託評価報告書」では、平成27年度の民間委託に伴う財政効果について、「今後、市は、この財源を大規模化などの学童保育サービスの充実などに活用することが望まれる。」と記載されております。この報告書と本計画案については、同じ事業に係る市の方針として一体不可分であり、双方の整合性を取る計画とする必要があると思います。</p> <p>現状の3学童の民間委託に伴う毎年度の財政効果に加え、平成30年度からは、さわらび学童及びみなみ学童の委託が予定され、財政効果の拡充が見込まれることから、本計画案に「学童保育事業の民間委託に伴う財政効果の有効活用」を追記して頂くことを要望致します。</p> <p>■確保の方針を具体化して欲しい</p> <p>今後の量の見込みに対して確保が不足していることは認識されていると存じます。</p> <p>しかし、本改定案には、量の見込みに対応する、確保について今後の方針について定量的に示していないと感じます。</p> <p>例えば、第2節 教育・保育施設の充実に比べて確保の方針が具体的ではありません。</p> <p>もし、現時点で具体的な方針が出せないのであれば、本改定案には最低でも方針を具体化する時期を明記することを希望いたします。</p> <p>■量の見込み数値について過去実績を明記して欲しい</p>	<p>かかるべき時期に市の考えを報告させていただきたいと考えております。</p> <p>量の見込み数値の実績値につきましては、進捗状況評価において示すことも</p>
---	--

<p>本改定案は平成29年度以降のものと認識しています。 平成28年以前の量の見込みについては実績値を追加して記載頂きたい。</p> <p>■確保の方針を小金井市学童保育事業の保育理念に検討することを明記して欲しい 『児童の安全性等を踏まえ様々な視点から確保量を拡充する手法を検討し、ニーズに対応していきます。』と記載されておりますが、この記述の前に、「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準における小金井市学童保育所保育理念に基づき、」と追記して頂くことを要望致します。 その理由としては、学童保育所の大規模化が深刻化する中で、保育理念に基づく運営は、保育の質を維持・向上させていく上で必要不可欠なことであり、利用者アンケートの結果を見ると、保育理念を大切にして運営している場合は父母からの満足度の高さに現れております。 そもそも、このような計画を策定する場合、順序としては、第一に理念に基づくこと、その後に運営上の課題及び解決策を記載することが通常であると思います。しかしながら、子ども・子育て会議等における市の答弁では、『児童の安全性等』の「等」の中に「保育理念」を含むとしており、運営上の課題の中に理念を含めるという解釈は順序が逆であると思います。 もし、本改定案としても 保育理念を踏まえることを市側が認識しているのであれば、改定案として保育理念を踏まえていることをが分かるよう明記すべきと考えます。</p> <p>② 放課後子ども総合プラン事業</p> <p>■量の見込と確保の内容、確保の方針の全般について 「一体型」「連携型」「共通プログラム」等、国の放課後子ども総合プランの用語の解釈を理解せずに、この計画案だけを読んだ場合、学童保育所と放課後子ども教室との間において、具体的に何をどのように進めていくのか理解することは困難です。この計画案の決定に伴い、用語の定義や運用方針等に</p>	<p>一つあると考えております。ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>放課後児童健全育成事業（学童保育）とは、公設・民設含め、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。 小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準は、市立学童保育所における運営基準として位置づけております。</p> <p>【放課後子ども総合プラン事業について】 ご意見を参考にさせていただき、「一体型」、「連携型」、「共通プログラム」についての説明を追記いたしました。</p> <p>15ページに以下を追加 ※一体型</p>
---	--

<p>についての規定を整備する必要があると思います。</p> <p>また、国の解釈及び本計画案で示される「一体型」「連携型」「共通プログラム」等については、小金井市における現状は、学童保育所の児童が小学校の放課後子ども教室に参加している運用状況をそのまま示したものです。</p> <p>これを、「31年度までに整備する」との計画案は、現状を追認しているものであり、これを改めて「計画」として策定する趣旨について追記することを要望致します。</p> <p>■確保の方針に関する意見</p> <p>放課後子ども教室に期待される役割として、全児童を対象とした放課後の居場所の確保と、大規模化する学童保育所の代替・補完機能があると思います。現状を追認しつつ少し工夫を加えるという計画を策定するのであれば、「一体型」「連携型」「共通プログラム」について定義付けを行い、どのような政策効果を期待するのか、目的を明記した上で、運用方針について記載すべきではないでしょうか。</p> <p>また、本計画を上手く運用をしていくためには、まず放課後子ども教室の運営体制の充実について、どのような措置を講ずるか記載する必要があると思います。現状のボランティアに依存する形式では発展していくことは困難であり、十分な予算措置による運営体制の充実が重要な課題だと思います。</p> <p>本計画案について、現状の予算規模、人員体制で進めていくと、放課後子ども教室のコーディネーターと学童保育所の指導員の双方が事務手続きや会議の増加により疲弊していくと思われます。特に、学童ではひろば事業や時間延長、放課後子ども教室など対応すべき事業の増加に対し、十分な人員が配置されているとは言えない状況です。子供たちの保育環境に影響を及ぼすことがないよう、十分な措置を講ずることを要望致します。</p>	<p>放課後子ども教室と学童保育所が同一の小学校内等の活動場所において実施され、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの</p> <p>※連携型</p> <p>放課後子ども教室と学童保育所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの</p> <p>※共通プログラム</p> <p>放課後子ども教室関係者と学童保育所関係者が、内容や日程等共通認識を持ち、学童保育所に通う児童も放課後子ども教室に参加できるプログラム</p>
---	---

8	<p>14ページ</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども総合プラン事業</p> <p>① 放課後児童健全育成事業（学童保育）</p> <p>平成29年から平成31年までの【低学年】量の見込みは低学年の利用登録比率の平成28年の実績である34.0%を元に算出しているとの認識である。</p> <p>修正前の【低学年】量の見込みは平成25年の実績である28.7%を元に算出していたと思われる。</p> <p>平成25年から平成28年まで、3年で約5%、1年あたり1%以上の上昇があったと考えられ、それが前回の量の見込みと実績が大きくかい離した原因であったと考えられる。</p> <p>前回のかい離した原因を教訓とするのであれば、平成31年まで1%以上の上昇を見込む方が普通ではないかと思うが、なぜ、28年度の実績を元に量の見込みを算出しているのか。</p> <p>※子ども子育て会議の資料57</p> <p>近隣市・類似団体における事業計画上の保育利用意向率によれば、3号認定の保育利用意向率が類似している昭島市や東久留米市の2号認定の保育利用意向率は40~50%もあり、小金井市においても2号認定や学童の低学年の利用ニーズについてさらなる上昇の余地は大きいのではないかと考えます。</p> <p>予測が難しいので最新の実績値を使うというのであれば、毎年、次年度の対応が可能な時期に量の見込みの見直しを行い、学童の利用希望者の全入所が今後も維持されることを希望します。</p>	<p>【学童保育について】</p> <p>学童保育の量の見込みについては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、「利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること」とされており、利用希望把握調査の結果を用いることが基本となります。本市では平成25年12月に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しましたが、そこでの学童保育の利用希望率は20%程度であり、利用実績と比較し低い数値でした。そこで、ニーズ調査結果と利用実績を踏まえ、量の見込みの設定に当たっては、過去5年間の利用登録数比率の最大値を用いました。</p> <p>ご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>
---	---	---

9	<p>「小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成29年3月改定）素案」（以下「素案」といいます。）について、意見をさせていただきます。</p> <p>1 年齢別児童数の推移について</p> <p>素案5ページに示されている「計画期間の年齢別児童数の推移」について、コーホート変化率法にて推計されているとのことですが、コーホート変化率法は「変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合」に用いられる（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」）とのことで、小金井市のように首都圏内のため人口の移動が激しい地域には適合しないと考えます。</p> <p>特に、小金井市は新しいマンション・戸建て等のファミリー向け住宅が多い地域で、今後も多数の開発事業が予定されています。そのため、過去の宅地開発・マンション建築の推移と人口動態の実績を比較し、今後の開発等の推移を考慮することにより、純移動の将来値を仮定することが可能であることから、コーホート要因法を利用されるほうが、より児童数推移の予測精度が高まると考えます。</p> <p>2 小学校就学前児童に関する利用希望者の量の込みについて</p> <p>素案5ページの3～5歳の児童数の推計によると、H28～H31の伸び率は10.1%となっているのに対し、素案7ページの(2)2号認定（満3歳以上、保育園を利用希望）の量の見込みにおいては6.1%の増加と、リンクしていません。そのほかの区分でも、児童数の推計と利用者の量の見込みとが素直にリンクしない傾向があります。</p> <p>素案6、8ページの記載から、子ども・子育て支援に関するニーズ調査がなされていることがうかがえることから、純粋な人口動態のみで量の見込みを行っていないことと思いますが、人口動態以外の量の見込みの増加要因が明示されていないことから、小学校就学前児童に関する利用希望者の量の見込みの根拠が不明です。</p>	<p>【年齢別児童数の推移について】</p> <p>年齢別児童数の算出に際しては、①国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（コーホート要因法）、②市の最上位計画である第4次基本構想・後期基本計画の人口推計（コーホート要因法）、③厚生労働省の「量の見込み」の算出等のための手引きに基づく人口推計（コーホート変化率法）の3つの推計値を比較検討したうえで、③の推計値を採用しました。③を採用した理由としては、平成29年度推計値と平成28年10月1日実績を比較したところ③が最も乖離が少なかったこと、平成29～31年度における児童人口数について③が最も大きかったこと、平成29～31年度における大規模な人口変動要因について現時点では把握していない（武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業による人口増は平成32年度以降の新たな計画の中で考慮予定である）ことがあります。</p> <p>【小学校就学前児童に関する利用希望者の量の込みについて】</p> <p>児童数の推計と利用者の量の見込みとが直接リンクしない理由としては、①素案5ページの3～5歳の児童数の推計のH28は実績値であるのに対し、素案7ページの(2)2号認定（満3歳以上、保育園を利用希望）の量の見込みのH28は計画値であること（計画値であるH29～H31で比較すると、5ページ、7ページともに6.5%の増加で同じ数値）、②人口動態以外の量の見込みの増加要因があるためです。</p> <p>保育施設の量の見込みと確保の内容の算出根拠に係る資料は多量であることから事業計画への掲載は予定していません（当該資料については、以下をご参照ください）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小金井市子ども・子育て会議資料56「子ども・子育て支援事業計画変更における量の見込みと確保の内容【第2案】」 (https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/kaigiroku/kodomokosodatekaigi/H28kaigiroku_files/H28shiryou56.pdf) ② 「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」
---	---	--

<p>人口動態以外の量の見込みの変動要因についても素案に明示（ニーズ調査の概略を示す等）し、計画数の根拠を示すべきと考えます。</p> <p>3 2、3号認定区分における確保の方針について</p> <p>素案8ページに、保育園の定員数確保の方針について記載がなされています。</p> <p>最終段落に認可保育園の保育料の引き上げにより財源を確保する旨の記載があり、財源の確保が重要な課題であることが示されていると思います。</p> <p>ところで、最近、人気保育所の一部を民営化することにより、運営に関する小金井市の財源負担を削減するという事業が市により進められていると聞き及んでいますが、そのような事業も、上記の保育料の引き上げと同様子育て支援等の財源確保するための事業であると考えられることから、認可保育園の民営化についても一定の（規模、時期等）記載をするべきと考えます。</p> <p>その上で、その事業と、素案8ページ冒頭で示されている喫緊の課題（待機児童の9割を占める0歳児から2歳児までの児童における定員数が大きく不足している）への対応の整合性、認可保育園の定員拡充方策（7行目）との整合性についても十分に記載すべきと考えます。</p> <p>なお、認可保育園の民営化については、民営化の時点で保育士等が総取り換えになる等、民営化の進め方によっては子どもたちへの負担が極めて大きくなることも考えられる上、保育士不足の現状から容易に優秀な事業者が確保できるか不透明な情勢であることも考慮の上、民営化の是非を含め慎重に判断いただきたいと思います。また、民営化を進めるにあたっても、民営化の意義（財政効果の具体的な規模や保育の質の維持のための具体策）、優秀な事業者を確保する具体策、および子どもたちの負担を極力軽減するための具体策等について利用者に十分な説明の上行っていただきたいと思います。</p>	<p>の26ページ以降の「ニーズ調査の結果概要」 https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/nobiyuku/keikakushoH27.files/shinseidokekakushoH27.pdf</p> <p>【2、3号認定区分における確保の方針について】</p> <p>市では、新規施設の開設等の待機児童解消施策に取り組んできましたが、解消に至らず、待機児童の解消は喫緊の課題となっています。</p> <p>市では、市の保育を安定的、継続的に維持していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図るため、利用者負担額（保育料）の見直しを行い、平成29年度から平成31年度までの3年間にかけて改定を行いますが、待機児童解消のためには更に多額の財源を必要とすることから、国や東京都の補助制度を最大限に活用するなど、更なる財源確保に努め、待機児童解消施策に取り組んでまいります。</p> <p>今後も、保育施設等の入所を希望する申込者が増加することが見込まれる中の待機児童の解消、また、課題となっている保護者が求める保育サービスの維持・向上のため、対応策の一つとして公立保育園の民営化についても検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>いただきました意見要望につきましては、保育行政を計画的にすすめる上の参考とさせていただきます。</p>
--	---

10	<p>p.22 確保の方針の文中「平成25年度63人/日」の数字しかないが、最新のものを表示して欲しい。</p> <p>p.21 文中「保育所の整備とともに」とあるが、保育園の一時保育の数は増えていない。最近増えている認可保育園では一時保育を行っていない所も多く、本気で子どもの為を考えるならば、市がきちんと財源の裏付けを行って実施させるべき。</p> <p>p.19 確保の方針を読むと、既に実施している子家センターの事業をこちらの事業に「位置付け」となっているが、これでは実質的な増とは言えないのではないか。又、「保育園のひろば事業も検討」とあるが、本気で活用するならば、人的保障が必要。私立園では専任の職員を複数付け、一日中にぎわっている所もある。市の本気度を示して欲しい。</p> <p>p.16 ショートステイの量の見込みの増加により、平29年以降は需要に応えることができないことが明らかになっている。方策を示すべき。</p> <p>p.14~15 学童希望者の対策として「様々な視点から確保量を拡充」とあるが、その手法の中に②の放課後子どもプランも入っているのか?平29より一体型を6ヶ所、連携型を3ヶ所となっているのを見ると、みどり、たまむし、ほんちゅうの3所の児童館併設学保が連携型、他を一体型と考えているように見えてしまう。全児童対策と学童保育所は全く性質の違う物であり、全国に誇る小金井の学保の質の低下につながらないか心配。10年以上前から行っている</p>	<p>【病児保育事業について】 最新の実績である平成27年度107人目に修正させていただきます。</p> <p>【一時預かりについて】 一時保育の需要が高いことは、市としても認識しているところですが、平成28年4月1日現在で待機児童が154人と多い中、一時保育のための人的・施設的な対応が難しい状況です。 いただいたご意見については、一時保育の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>【地域子育て支援拠点事業について】 地域子育て支援拠点事業の内容の一つとして「子育てに関する相談、援助の実施」があり、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろばを地域子育て支援拠点事業に位置付けることにより、親子遊びひろばにおける相談体制の充実を図っていきたいと考えております。 地域子育て支援拠点事業の保育園での実施については、待機児童の解消が喫緊の課題である中、人的・施設的な課題があると考えております。 いただいたご意見については参考にさせていただきます。</p> <p>【子育て短期支援事業（ショートステイ）について】 ショートステイについては、児童養護施設において定員2名で実施していますが、児童養護施設における他市分の定員枠も借用可能であることを踏まえると、現在の事業実施体制でも量の見込みを受け入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>【学童保育について】 総合的な放課後対策については、総合教育会議で協議をしてまいりますが、学童保育として、確保量を拡充する手法を検討しニーズに対応していく方針で</p>
----	---	---

	<p>都内の実践を見ても、実状として学保は解体されてしまっているのを目の当たりにしているので。</p> <p>p.5 の人口推計について</p> <p>前回も前々回も、その前の第1回の「のびゆく～」策定の際にも指摘したことだが、人口推計と保育所利用希望者数とはイコールではない。これは、実際に計画を策定してきた小金井市が一番わかっている筈だか、今回も同じ見方しかできていないことが非常に残念です。将来の就労希望も聞いているのでこれで大丈夫だと言って作った前回の計画が、既に破綻しているにもかかわらず、同じように作っているのは何故でしょう？発表された28年4月の入所定員と希望者の差を見ても、この表よりも不足が多いとしか思えません。確保の方針には抽象的な文言ではなく、具体的にどのような（例えば、○○町の国有地m²を使って○人規模の園というような）市として進めていくのかを明記してもらいたい。</p> <p>小手先の○人足りなかった、出生率、転入者が思ったより多かったから、計画では足りなくなった、というような答えは、もう聞きたくありません。小金井の子ども達が総て幸せに健やかに育っていくことを本気で考えたことがわかるような計画を作つて下さい。</p>	<p>す。</p> <p>【保育施設の必要利用定員総数と確保の方針について】</p> <p>保育施設の必要利用定員総数は、「家庭類型別児童数」×「利用意向率（保育所等希望の割合）」により算出しており、児童人口推計だけではなく、ニーズ調査に基づく利用意向率を考慮したものとなっています。</p> <p>保育施設の確保の方針の記載内容については、公表できない部分もあり、記載可能な範囲で記載いたします。なお、今後の保育施設の確保数の詳細については、以下をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市子ども・子育て会議資料 56 「子ども・子育て支援事業計画変更における量の見込みと確保の内容【第2案】」 (https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/kaigiroku/kodomokosodatekaigi/H28kaigiroku_files/H28shiryou56.pdf)
11	<p>第2節 教育・保育施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6ページ 確保の方針 <p>幼稚園が中央線北側に少なく、子供が市外の幼稚園に通っています。小学校1～2校区にその地域の子が通える幼稚園を新設していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8-ページ 確保の方針 <p>認可保育所が足りないので増設していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15ページ 放課後子ども総合プラン事業 <p>本町児童館のまわりに、放課後児童があふれているとのこと。学校の施設</p>	<p>【1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）の確保の方針について】</p> <p>幼稚園は認可保育園と比して新規開設が難しいところですが、平成29年4月には幼保連携型認定こども園を開設いたしました。</p> <p>今後も幼稚園のニーズに応えられるよう、施設開設を検討していきます。</p> <p>【2号認定及び3号認定の確保の方針について】</p> <p>待機児童の解消は市政の重要課題であり、改定案のとおり、平成30年度に向けて定員70人（0歳6人、1歳12人、2歳以降13人）規模の認可保育園5施設の開設を計画しています。</p>

<p>や公共施設いろいろな場所を活用し、多世代交流ができる場所を作りたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ページ 一時預かり事業 <p>幼稚園、保育園共に一時預かりを増やしていただきたい。</p> <p>最後にニーズ調査とは別に、子どもの貧困などの調査を行い、本当に支援が必要な世帯のニーズを聞いて、支援につなげていただきたいです。</p>	<p>【放課後子ども総合プラン事業について】</p> <p>本町小学校放課後子ども教室では、特に定員を設けておらず、希望者はほぼ全員放課後子ども教室に参加できます。</p> <p>本町小学校周辺については、本町児童館以外でも東京学芸大学構内で開催する「プレーパーク」や「貫井北センター」など、放課後の児童の居場所の充実に努めており、今後もさらなる充実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>【一時預かりについて】</p> <p>一時保育の需要が高いことは、市としても認識しているところですが、平成28年4月1日現在で待機児童が154人と多い中、一時保育のための人的・施設的な対応が難しい状況です。</p> <p>いただいたご意見については、一時保育の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>【子どもの貧困に関するニーズ調査について】</p> <p>新たな「のびゆくこどもプラン 小金井」策定のためのニーズ調査を今後予定しており、その中で子どもの貧困に係る調査項目について検討したいと考えております。</p>
--	--

12	<p>頁 15 放課後子ども総合プラン事業について</p> <p>① 放課後子ども総合プラン事業において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するというもう一つの目的が抜けていますので、厚労省・文科省が説明している放課後子ども総合プランの目的に即して記述することをお願いいたします。</p> <p>また、この事業を実施するにあたって先ず連携るのは、学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係わる担当部局であり、両部局の具体的な連携に関する方策があって、初めて放課後子ども教室関係者と学童保育所の職員が連携し、総合的な放課後対策事業を推進できると考えます。</p> <p>この事業について責任を持って取り組むのはどこなのか、明確な記述をお願いいたします。</p> <p>② 平成31年度までの一体型および連携型の量の見込みが提示されていますが、計画的に整備するためのプロセスが示されていないので具体的に示してください。</p> <p>また、実現に向けては、事業の検証や課題解決をおこなうことが重要です。学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係わる担当部局が、実施状況や課題などの情報を共有し、年度ごとに事業の検証や効果などを話し合い、計画的に整備を薦めていく必要があると考えます。ぜひ、学童保育所の従事者や放課後子ども教室の地域の参画者を交えて事業の検証等をおこなってください。量だけでなく、子どもにとっての最善の、質の高い事業を目標に整備していただきたくお願いいたします。</p> <p>③ 小学校区毎に「放課後子どもプラン協議会」を設置するとありますが、協議会の構成メンバー、役割、いったい誰（どの部局）がイニシアチブを取るのか等がわかりませんので、明確にしてください。</p> <p>また、既にある「放課後子供プラン運営委員会」や小学校区毎の「推進委員会」、「実行委員会」との関係も曖昧です。</p> <p>小金井市の放課後子ども教室は数年前から実行委員会形式とし、地域の関係者のご尽力により現在順調に活動しています。既に現場で活動している人た</p>	<p>【放課後子ども総合プラン事業について】</p> <p>① 放課後子ども総合プラン事業の説明に「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、」を加えさせていただきます。</p> <p>実施主体は学校ではなく、放課後子ども教室事業は教育委員会、学童保育事業は市長部局であり、教育委員会と市長部局が相互に連携し、責任を持って管理運営に当たります。</p> <p>② 事業の検証や課題解決は重要と考えます。協議会や運営委員会の中で実施していきます。いただいたご意見については、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>③ 放課後子どもプラン協議会には、既存の放課後子ども教室推進委員会に、学校関係者、学童保育関係者が加わっていく形を想定しています。いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
----	---	--

<p>ちが混乱しないよう、事業の説明や意見交換等を実施して、混乱や負担感が増さないよう十分な配慮をお願いします。</p> <p>④ 「放課後子どもプラン協議会」を新設することで、コーディネーターの負担が今より重くなることが予想されます。コーディネーターを複数にする等、地域の協力者であるコーディネーターの負担が重くならないように配慮してください。</p> <p>⑤ 放課後子ども教室は、すべて有償・無償のボランティアの地域の人々の協力を得て運営されています。共通プログラムの企画等を担当する事になるコーディネーターも同様です。共通プログラムを実施すれば、放課後子ども教室の開催日数の増加や開催時間の延長も予想されます。また、参加する児童も増えるので、児童の安全を見守る人員も増やす必要が生じます。多様なプログラムを提供し、児童が安全・安心に過ごせるためには、それなりの人員配置が必要です。ぜひ予算の確保をお願いいたします。</p> <p>⑥ 宿題、遊び、休息等、児童の生活の場である学童保育所と、全ての児童を対象にして、安全・安心の居場所を設け、地域の人々の参画を得て学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の場を提供する放課後子ども教室とは、設置目的をはじめいろいろと異なる点があります。関係者がその点を理解して、利用する児童にとって最善になるよう十分に話し合っていただくことをお願いいたします。現状では学童保育所に在籍している児童が放課後子ども教室に参加する場合は、学童保育所を欠席したり早退しなければならないケースもありますので、利用する児童の安全と利便性にも配慮していただけることを望みます。</p> <p>⑦ プラン担当者は、各小学校を訪問するだけでなく、学童保育所にも訪問して放課後子ども教室についての理解を促してください。</p> <p>同様に放課後子ども教室の参画者にも、この事業についての説明をおこない協力をお願いしてください。</p> <p>⑧ 責任体制を明確化する、とありますので、ぜひお願いいたします。 以上</p>	<p>④ コーディネーターの方の負担が重くならないよう、いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>⑤ 予算の確保につきまして、いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>⑥ 児童にとって最善になるよう、いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>⑦ いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p> <p>⑧ いただいたご意見につきましては、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
--	---

13	<p>・p11 にある「保育所等入所相談員」を配置し…という一文があるのは、いわゆる「子育てコンシェルジュ」とよばれるような方のことでしょうか? H26 年度から実施されているとのことですが、巷間では、いっこうにその相談支援員の存在が見えてきません。「保育所等入所相談支援員」についての、役立ち具合い!!の評価をされているのでしょうか? 現行の制度、とりわけ新たに導入されたこの支援員制度の実態をふまえた議論を、子ども・子育て会議でお願いします。</p> <p>・p16 のショーステイについて、量は微増ですが、確保内容は児童養護施設での保護にとどまっているように思われます。今般、共働きのみならず、子育て世代の孤立化が進み、緊急保育及び保護対応が必要度を増していると思われます。私事ですが、なにかと祖父母の緊急出動!!が増えていることから、祖父母緊急出動のない子育て世帯はどうしているのか案じられてなりません。子どもの処遇、子どもの人権に係わる事柄なので一步前進できるように望みます。</p> <p>・p18 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容が現状維持のまま、H31 年度まで推移すると示されています。</p> <p>小金井市も新築ラッシュが続き、子育て世帯の流入が増えている一方で、多額のローンをかかえ、共働き世帯のみならず、専業主婦で子育て・孤育てすること事体が強いストレスになっているように見うけられます。ちょっとしたことで、すぐに崩れてしまいそうな子育て世代を見るにつけ…この予想は甘いのではないか…という気がします。</p> <p>場合によっては、家庭に介入して支援するのは大変なことは思いますが、実際に支援事業で現場を担っているヘルパーの方々がぎりぎりの状態で、このような困難な仕事に取り組むことがないように、ヘルパーの方々への様々な手厚い支援も必要な気がします。数ではなく、人が大事…ということで今後の「子ども・子育て会議」を開催してください。</p>	<p>【利用者支援事業について】</p> <p>保育所等入所相談員の業務評価等につきましては、見直しの参考とさせていただき、のびゆくこどもプラン事業評価の中で検討したいと考えております。</p> <p>【子育て短期支援事業（ショートステイ）について】</p> <p>ショートステイについては、児童養護施設において定員 2 名で実施しており、現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>【養育支援訪問事業について】</p> <p>養育支援訪問事業の過去の利用実績数を見ると子育て世代人口と直結しておらず、量の見込みと確保の内容は、過去 5 年間の最大値である 23 人としました。</p> <p>事業実施に際しては、専門相談及び支援は子ども家庭センター職員、育児及び家事の援助は育児支援ヘルパー（委託事業者）が行っており、様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年 1 回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年 2 回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。</p>
----	--	---

14	<p>p14 『① 放課後児童健全育成事業（学童保育）』について</p> <p>「確保量を拡充する手法を検討し、ニーズに対応していきます」とあるのは、利用者として大変ありがたいです。しかし、それに対し表の「確保の内容」が810人で固定されており、「確保の内容」の数字を実態に近づけて下さい。また「今後も全入を維持する」ことも明記して下さい。</p> <p>「確保の方針」の中に「安全性等を踏まえ」とありますが、子どもが安心して通うためには、建物だけではなく、直接子どもと接する指導員個人の資質と体制が重要です。市全体として指導員のスキルを維持向上できる仕組み（研修や他市の指導員との交流など）を作っていく必要があります。ただし、個人の資質が高くても、体制が薄ければ、業務に追われ子どもを見守る目が持てなくなり、安全面も脅かされてしまうので、障がい児への加配はもう少し手厚くしてほしいです。通級に通う児童への指導員加配が、保護者から申告した後、審査を経て行われることになったのは前進ですが、保護者から申告されるのは稀なはずです。さらに周知も行っていないので、知らない人が多いです。市として周知を行って下さい。加配がされないと、実際は指導員の負担になってしまいます。それを改善するために、保護者の申告がなくても、例えば通級に通う児童2人につき指導員を一人加配するような措置を講じて下さい。また、正規指導員を増やすなど指導員の待遇の改善も必要です。</p> <p>この素案の文言で言えば、「児童の安全性等を踏まえ様々な視点から確保量を拡充する手法を検討し」のところを具体的に「児童の安全・安心を第一に考え、施設を拡充、指導員体制を充実させることで、確保量を増やす」と明記して下さい。</p> <p>p15 『② 放課後子ども総合プラン事業』について</p> <p>そもそもここに書かれた文章ではどういう形にするのかが全く分かりません。現在行われている週2、3日の放課後子ども教室に学童から通えるようにするだけなのか、放課後子ども教室を毎日行い、学童を補完するようなものにするのか、もっと一体的に運営していくのか、何も分からないので、一</p>	<p>【学童保育について】</p> <p>現在の社会情勢、小金井市の状況を踏まえますと年々増加するニーズにしっかりと対応していかなければなりません。確保の方針について、様々な視点から確保量を拡充する手法を今後も検討してまいります。</p> <p>なお、かかるべき時期に市の考え方を報告させていただきたいと考えております。</p> <p>確保の方針の「児童の安全性等を踏まえ」につきましては、学童保育所の整備のみならず、今後の学童保育所の運営についても含まれております。</p> <p>【放課後子ども総合プラン事業について】</p> <p>いただいたご意見には、事業の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
----	--	---

<p>部の自治体で起こった学童保育の質の低下・学童保育の消滅という事体が起 こらないか不安です。</p> <p>「確保の方針」も、そもそもどういう形の連携なのか書いていないので、ま だ何も決まっていないと想像しますが、これを誰がどこで決めていくのかは 書いていただきたいです。</p> <p>「共通のプログラムの企画」と書かれているので、学童と放課後子ども教室 がかなり一体的に運用することを想定しているようですが、それ自体いいこ となのか、実際に出来るのかしっかり検討してください。</p> <p>「責任体制を明確化」とありますが、保育を管轄していない学校（文部科 学省）側に全ての権限を与えると、保育が失われることが危惧されます。全 児童対策は必要だと思いますが、子どもの生活の場としての学童保育を必要 としている家庭も多いので、双方を両立、連携できるようお願いします。</p> <p>現在、放課後子ども教室は、週2、3日しか行われていない状況なので、ま ずは放課後子ども教室を充実させないと、学童保育を補完し、連携できるよ うにはならないと思います。</p>	
--	--